

情報ステーション



10月号



2012 OCT by T's office

税務調査が厳しくなっています！

① 交際費、福利厚生費 会議費等で飲食費や贈答費を経費計上する際、その食事会に参加した人の名前や会社名、贈答品の内容や贈り先は、領収書や支払証明書、又は出納帳や会計日記帳摘要欄に正確に記入されていますか？クレジットカードで精算した場合はカードお客様控え、もしくはカード利用明細書にしっかり記入してください。これらの事項は税務調査の際、必ず確認されます。その時になって何年分か思い出して記入することは大変な労力を要します。普段から漏れのないように記入しましょう。② 売上の領収書は必ず確認されますので、領収書と帳簿の金額が必ず一致するように記帳してください。相殺や値引があった場合は特に注意してください。書き損じた場合は破いたりしないで×印をつけてそのままにし、改めて書き直してください。領収書の保存期間は他の税務関係書類と同じく7年間です。紛失することのないよう注意してください。

修繕費の考え方に注意！

建物や機械等を修理した場合、その支出金額を修繕費として経費で落とせる場合と資産勘定に計上して減価償却費として何年かに渡って経費にする場合の2種類に分かれます。そのポイントは① 修繕費となる場合・・・その固定資産の修理、改良等の支出金額が、通常の維持管理のため、又は壊れた固定資産の現状回復のために要した費用である場合 ② 資産計上して減価償却となる場合・・・その固定資産の修理、改良等の支出金額が、その固定資産の価値を高める場合、又はその耐久性を増すこととなる場合 ③ その費用が 20万円未満の場合は②にかかわらず修繕費にすることができます。20万円未満であるかどうかの判定は、1つの設備ごとの金額で判断します。1つの設備が2つ以上の資産によって構成されている場合は、個々の資産ごとで判定することになります。したがって見積書や請求書の内容が重要な判断資料となりますので注意してください。詳しくは担当者までお尋ねください。

顧客第一主義の会計事務所

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2012.10.9